

建設事業の評価について
(意見具申)

令和7年3月4日

大阪府建設事業評価審議会

1 令和6年度の審議

(1) 審議の経過

令和6年度に提示された事前評価案件1件について、大阪府建設事業評価審議会規則第6条に則り、第5回から第8回の都市整備部会（以下部会）において対応方針（原案）について審議を行い、部会の審議の決議をもって大阪府建設事業評価審議会（以下審議会）の決議とした。

(2) 審議対象の基準

審議対象基準は、4ページのとおりである。

(3) 開催状況

部会の開催状況は、5ページのとおりである。

2 審議結果

各事業の詳細な審議内容については、府のホームページの令和6年度各開催回の説明資料と議事概要等を参照されたい。

資料及び議事概要等については、以下の府のホームページに掲載している。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/ol30020/jigyokanri/enjiyoukabukai_r6/index.html)

なお、府の対応方針（原案）の定義は、3ページのとおりである。

(1) 事前評価

次表に記載の1事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【街路事業】	
① 都市計画道路茨木寝屋川線街路事業	事業実施

3 付帯意見

審議対象事業1件について、特に今後の事業実施に留意すべき事項として意見を付した。

【① 都市計画道路茨木寝屋川線街路事業】

〔審議結果と付帯意見〕

当該事業については、評価調書に記載されている評価の視点のうち、特に「代替案立案の可能性の視点」について審議を積み重ねた。

また、部会の中で募集した府民意見1件において、本路線と府道高槻茨木線とを接続する連結側道の設置等の道路構造への意見と、地域住民との話し合いの大切さを訴える意見があった。

審議においては、府道高槻茨木線及び阪急京都線との交差部についての構造の考え方の確認と、連結側道を設置せず本路線と府道高槻茨木線を接続しない場合との代替案比較の確認を行った。

まず、交差部の構造について、現在の技術基準や、地形上の問題により、阪急京都線との必要な離隔がとれないことなどから、交差部は地下構造とすべきであることや、その結果、連結側道が必要となることを確認した。代替案比較においては、連結側道の整備による茨木市駅周辺における交通分散など定量的な効果があることに加え、緊急車両等の迅速な活動に寄与することなど定性的な効果があることから、原案が優位であることを確認した。以上のことから、現計画において対応方針（原案）どおり「事業実施」とすることに異論はない。

ただし、事業実施にあたっては、説明会などの場を通じて地域住民に道路構造の妥当性など事業の内容を分かりやすく丁寧に説明を行い、今後もコミュニケーションを十分に図りながら進めていくことを求める。

府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定 義
事業実施	事業を実施するもの
事業継続	事業を継続するもの
事業一部再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業一部休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの
事業一部休止	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業一部中止	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの
事業再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの
事業休止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業休止の継続	「事業休止」を継続するもの
事業中止	事業を中止するもの

大阪府建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	要綱第3条(1)に掲げる事業のうち、知事が特に必要と認める事業(同第7条第1項第2号)	・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価 ・ 再々評価	府等が実施する総事業費10億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業(ただし、(※)に該当する事業は審議対象から除くことができる) (1) 着工準備採択の年度を起点として5年を経過した時点で事業採択に至らない事業 (2) 事業採択の年度を起点として5年を経過した時点で未着工の事業 (3) 事業採択の年度を起点として10年を経過した時点で継続中の事業 (4) 再評価実施後5年(下水道事業にあっては10年)を経過した時点で継続中又は未着工の事業 (5) 事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕 ①事業を中止、休止(休止後の再開を含む)する場合 ②総事業費が3割以上(総事業費が10億円未満の事業は3億円以上)増減する場合 ③その他、事業計画を大きく変更する場合 (※) 1) 事業内容等から代替案の検討が困難な事業 2) 評価時点における進捗率が高い事業として、次のいずれかに該当する事業 (ア) 事業費による工事進捗率が80%以上の事業 (イ) 翌年度に完了予定の事業	・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 など

令和 6 年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
令和 6 年 5 月 14 日	第 1 回 事業概要説明及び審議 大阪モノレール延伸事業 (門真市新橋町から東大阪市若江西新町)
令和 6 年 6 月 3 日	第 2 回 前回課題の追加説明 大阪モノレール延伸事業 (門真市新橋町から東大阪市若江西新町)
令和 6 年 7 月 24 日	第 3 回 前回課題の追加説明 大阪モノレール延伸事業 (門真市新橋町から東大阪市若江西新町) 府民意見等の募集結果(第 1 回) 意見具申(案)の審議
令和 6 年 10 月 10 日	第 4 回 事業概要説明及び審議 一般府道交野久御山線歩道整備事業 一般府道萩谷西五百住線歩道整備事業 一般府道郡戸大堀線歩道整備事業 久宝寺緑地整備事業
令和 6 年 10 月 31 日	第 5 回 事業概要説明及び審議 国道 170 号・高槻東道路道路改良事業 都市計画道路茨木寝屋川線街路事業
令和 6 年 11 月 25 日	第 6 回 前回課題の追加説明 国道 170 号・高槻東道路道路改良事業
令和 7 年 1 月 27 日	第 7 回 前回課題の追加説明 国道 170 号・高槻東道路道路改良事業 府民意見等の募集結果(第 2 回、第 3 回、第 4 回) 意見具申(案)の審議
令和 7 年 3 月 4 日	第 8 回 前回課題の追加説明 都市計画道路茨木寝屋川線街路事業 意見具申(案)の審議

令和6年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

	あらき おさむ 荒木 修	関西大学 法学部 教授
◎	うちだ たかし 内田 敬	大阪公立大学大学院 工学研究科 教授
○	おたざわ としもり 織田澤 利守	神戸大学大学院 工学研究科 教授
	こやま しんや 兒山 真也	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
	たかはし しょうじ 高橋 翔志	弁護士
	なかいそ あゆみ 中磯 亜由美	公認会計士
	よこやま 横山 あおい	有限会社エイライン 代表
(敬称略・50音順) ◎： <u>会長</u> ○： <u>会長代理</u>		

令和6年度 大阪府建設事業評価審議会 都市整備部会 委員名簿

	あらき おさむ 荒木 修	関西大学 法学部 教授
◎	うちだ たかし 内田 敬	大阪公立大学大学院 工学研究科 教授
○	おたざわ としもり 織田澤 利守	神戸大学大学院 工学研究科 教授
	こやま しんや 兒山 真也	兵庫県立大学 国際商経学部 教授
	たかはし しょうじ 高橋 翔志	弁護士
	なかいそ あゆみ 中磯 亜由美	公認会計士
	よこやま 横山 あおい	有限会社エイライン 代表
(敬称略・50音順) ◎： <u>部会長</u> ○： <u>部会長代理</u>		

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/o130020/jigyokanri/enjiyoukabukai_r6/index.html)

また、府政情報センター、事務局（都市整備部事業調整室事業企画課）に備え付けています。